

学会役員派遣に係わる内規

本学会役員の役員派遣について、関係団体より派遣要請があった場合は、その対応について次のとおり定める。

1. 学会役員派遣の対象

- 日本歯科医師会主催の行事
- 専門分科会・認定分科会主催の行事（国際大会を含む）
- 都道府県歯科医師会主催の学術大会
- 歯科大学・歯学部の記念行事（創立記念式典）
- 本学会が助成をしている団体（国際歯科研究学会日本部会など）
- 日本歯科商工会の記念行事
- 日本医師会並びに日本医学会の記念行事
- 慶弔に関わる事項については別途考慮する。
ただし、この対象範囲によりがたい事情がある場合は、別途詮議する。

付 則

この内規は、平成15年2月21日より施行する。

付 則

この内規は、平成20年4月1日より施行する。

（平成15年2月21日開催：第11回常任理事会付議・決定）

（平成20年7月14日開催：第4回常任理事会付議・決定）